

行政不服審査法施行令要綱

第一 審査請求

- 一 二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を事務を総括する者として指定するものとする
とともに、審理員が行政不服審査法（以下「法」という。）第九条第二項各号のいずれかに該当するこ
ととなったときは、その指名を取り消さなければならないものとする。 （第一条関係）
- 二 法第九条第三項に規定する場合の第一の規定の読替え等について定めること。 （第二条関係）
- 三 代表者等の資格は、書面で証明しなければならないものとするとともに、審査請求人等は、代表者等
がその資格を失ったときは審査庁等に届け出なければならないものとする。 （第三条関係）
- 四 審査請求書の提出通数、送付の方式等について定めること。 （第四条及び第五条関係）
- 五 弁明書、反論書及び意見書の提出通数、送付の方式等について定めること。 （第六条及び第七条関係）
- 六 口頭意見陳述の期日における審理は、映像等の送受信による通話の方法によって行うことができるも
のとする。 （第八条関係）
- 七 法第三十七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしな

なければならないものとする。 (第九条関係)

八 法第三十八条第一項の規定による交付の求めの方式及び交付の方法並びに同条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額及び納付の方法について定めること。 (第十条から第十四条まで関係)

九 事件記録の具体的内容を定めること。 (第十五条関係)

十 審理員は、審理員意見書を提出するときは、法第十三条第一項の許可に関する書類その他の総務省令で定める書類を審査庁に提出しなければならないものとする。 (第十六条関係)

十一 法第四十三条第一項第一号及び第二号の規定により行政不服審査会等への諮問が不要となる法第九条第一項各号に掲げる機関又は地方公共団体の議会に類するものを定めること。 (第十七条関係)

第二 再調査の請求

第一の三、六等の規定は、再調査の請求について準用するものとし、この場合における読替えについて定めること。 (第十八条関係)

第三 再審査請求

第一 (二、十一等を除く。)の規定は、再審査請求について準用するものとし、この場合における読替

え等について定めること。（第十九条関係）

第四 行政不服審査会

- 一 法第七十二条第一項の合議体における議決方法等について定めること。（第二十条関係）
- 二 行政不服審査会は、調査審議の手續を併合又は分離することができるとし、これらを行ったときは、審理関係人にその旨を通知しなければならないものとする。 （第二十一条関係）
- 三 第一の六及び八の規定は、行政不服審査会における調査審議の手續に準用するものとし、この場合における読替えについて定めること。（第二十二條及び第二十三條關係）
- 四 行政不服審査会の事務局長及び内部組織について定めること。（第二十四条關係）
- 五 この政令に定めるもののほか、行政不服審査会の調査審議の手續に關し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。 （第二十五條關係）

第五 その他

- 一 第一の四の一部の規定は、法第八十三条第一項の不服申立書について準用するものとともに、必要な読替え等について定めること。（第二十六條關係）

二 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の実施のために必要な手続その他の事項は、総務省令で定めるものとする。 (第二十七条関係)

三 この政令は、法の施行の日 (平成二十八年四月一日) から施行するものとする。 (附則関係)